

諸外国の年金制度の動向について

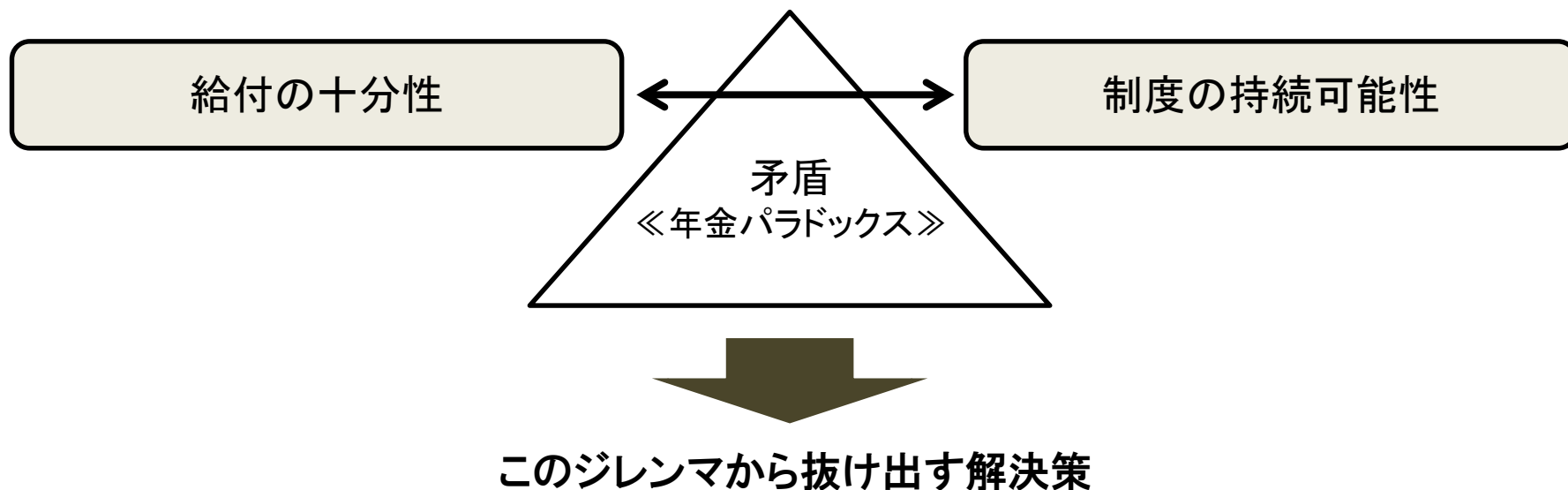
厚生労働省年金局

2018年7月30日

(1) 諸外国の年金制度(総論)

諸外国の年金制度の動向 ～ 総論 ～

【OECDの報告書(Pensions at a Glance 2011)が指摘する先進諸国の年金制度に共通する課題】



① 就労期間の長期化

→ 支給開始年齢の引上げ(保険料拠出期間の延長)や早期退職インセンティブの廃止

② 公的年金の支給努力の対象を最も脆弱な人々におく

→ 老後所得保障制度における再分配の実施

③ 公的年金給付の削減を補完する私的年金等の奨励

→ 若者や低所得者層に対する私的年金のカバー率の向上

海外の年金議論の動向 IMF講演資料(1)

○ IMF主催「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計(2013年1月9～10日、東京)」におけるニコラス・バー氏の講演資料「適切な年金制度を確保するための公共部門と民間部門の役割 — 理論的考察」から抜粋。

※ ニコラス・バー氏:LSE(ロンドンスクールオブエコノミクス)教授であり、1990年～1992年まで世界銀行のコンサルタント。

2.2 Output is central

- Two and only two ways of organising pensions
 - Store current production
 - Build a claim to future production
- Pensioners are not interested in money, but in consumption (food, clothing, medical services). Thus the key variable is future output.
- PAYG and funding are merely different financial mechanisms for organising claims on future output
- Thus the difference between the two approaches should not be exaggerated

Nicholas Barr, January 2013

13

2.2 生産物が中心

- ・年金を設計するただ2つだけの方法
 - ・現在の生産物を蓄える
 - ・将来の生産物に対する請求権を設定する
- ・年金受給者は金銭に関心があるのではなく、消費に関心がある(食料、衣類、医療サービス)。このように鍵になる変数は、将来の生産物である。
- ・賦課方式と積立方式は、単に、将来の生産物に対する請求権を制度化するための財政上の仕組みが異なるに過ぎない。
- ・このように、2つのアプローチの違いを誇張すべきではない。

Solutions to problems of pension finance

- If there are problems in paying for pensions there are four **and only four** solutions
 - Lower average monthly pensions
 - Later retirement at the same monthly pension (another way of reducing pensions)
 - Higher contributions
 - Policies to increase national output
- Any proposal to improve pension finance that does not involve one or more of these approaches is illusory

Nicholas Barr, January 2013

14

年金財政問題の解決策

- ・もし年金の支払いに問題がある場合、4つそしてただ4つだけの解決策がある。
 - ・平均年金月額の下げ
 - ・支給開始年齢の上げ(年金下げの別の手法)
 - ・保険料の上げ
 - ・国民総生産の増大政策
- ・これらのアプローチが含まれていない年金財政改善方策は、いずれも幻想である。

海外の年金議論の動向 IMF講演資料(2)

Policy implications

- Funding is not an automatic solution to demographic change
- Funding does not necessarily increase growth rates. Funding can increase output if
 - It increases saving in a country with a shortage of savings, or
 - Improves the operation of capital markets, thus improving the allocation of saving to productive investment
 - The evidence suggests that funding can have a beneficial effect, but that effect should not be taken for granted nor its magnitude over-stated
 - Funding is only one of the sources of growth

Nicholas Barr, January 2013

15

政策的インプリケーション

- 積立方式は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではない。
- 積立方式は、必ずしも成長率を増加させない。積立方式が生産を増加させることが出来るのは、次のような場合である。
 - ある国の貯蓄が不足している状況で貯蓄を増加させるか、または、
 - 資本市場の機能が改善され、より生産性の高い投資につながるように貯蓄の配分が改善される場合
 - 実証分析によると、積立方式には確かに収益をもたらす効果があるが、その効果は常に実現すると認識すべきではないし、その規模を過大評価すべきでもない
 - 積立方式は、成長の源の一つに過ぎない

5 Conclusion

- No single best system for all countries
- Four and only four policies to fix problems of pension finance
- Mistakes to avoid: a country
 - Should not reform piecemeal and in haste, but strategically and with a long time horizon
 - Should not set up a system beyond its capacity to implement
 - Should not introduce a mandatory, earnings-related pension system until it has a robust capacity to keep records accurately over forty+ years
 - Should not introduce mandatory individual funded accounts until it can regulate investment, accumulation and annuitisation
 - Should not underestimate administrative costs over a long working life
 - Should not underestimate transition costs, hence should not move towards funding if that risks breaching fiscal constraints
- What really matters
 - Good government
 - Output growth

Nicholas Barr, January 2013

40

5 結論

- 全ての国に対して共通の、単一で最善の制度は無い
- 年金財政問題を処理する政策は、4つで、かつ4つのみ
- 避けるべき誤り: 国は、
 - 部分的にかつ性急に改革すべきではなく、戦略的に長期的視野で改革すべき
 - 実施能力を超えた制度を作るべきではない
 - 40年を超える記録管理を正確に出来る強健な能力を持つまでは、強制の所得比例年金制度を導入すべきではない
 - 投資、蓄積、年金化を適切に規制できるようになるまでは、強制の個人積立勘定を導入すべきではない
 - 長い労働生活にわたる運営コストを過小評価すべきではない
 - 移行のコストを過小評価すべきではなく、それ故、そのリスクが財政制約を超えそうなのであれば、積立方式への移行を図るべきではない
- 本当に重要なことは良い政府と経済成長

公的年金制度を補完する私的年金制度

- OECDによる各国の年金制度の比較においては、公的年金制度だけでなく、私的年金を社会的な仕組みととらえ、これを含めて比較を行っている。
 - ※ 特に欧州諸国では、労使協約に基づく年金制度など、ほぼ対象者が準強制的に加入する仕組みが普及
- OECDは「持続可能性」と「給付の十分性」のジレンマの解決策の一つとして、公的年金給付の削減を補完する私的年金制度のカバー率の向上等の奨励を提示。

≪参考:(OECD: Pensions at a Glance 2017(仮訳))≫

『OECD加盟国の所得代替率を比較すると、約半分の加盟国で私的年金が高齢期の所得保障において大きな役割を果たしている。公的年金制度から受ける給付による所得代替率のみではOECD加盟国平均で41%だが、強制・準強制加入(被用者の85%以上をカバー)の私的年金制度からの給付を加えると53%となる。さらに、任意加入(労働人口の40%以上をカバー)の私的年金制度からの給付を加えると59%に上昇する。』

『年金制度も次のような方法で、高齢者所得の不平等解消に重要な役割を果たすことができる——高齢者対象のセーフティネットや、強制加入の年金、私的年金制度の年金、年金クレジットなどをバランス良く組み合わせることによって、すべての退職者の引退後所得を十分な水準にすることを目指すこと』

(参考)OECD諸国の年金の所得代替率について

- OECDによる報告書では、2016年に20歳で労働市場に参入し、各国の標準的な支給開始年齢(日本:65歳)までの期間を、平均賃金で就労し、保険料を納付し続けた場合の年金の所得代替率が試算されている。(※平均賃金、年金受給額いずれも税・社会保険料控除前)
- 日本の場合は、2061年(2016年の45年後。マクロ経済スライドによる調整終了後)の所得代替率が試算されている。
- OECDによる所得代替率の比較は機械的な試算であり、制度の持続可能性を維持するための各国の工夫等(例:日本では必要な給付が長期間にわたり安定的に行えるよう、保険料率の上限を将来にわたって固定し、その範囲で給付を行う仕組みが導入されている)は説明されていないため、単純に各国の年金制度を比較することは難しい点に留意が必要。
- また、国ごとに制度内容や保険料率、高齢化率等が異なることにも留意が必要。
 - 【例】・ フランス:保険料率(労使計):25.4%(日本の約1.4倍)(※公的年金の所得代替率には、公的年金と一体運用されている私的年金分も計上されている。)
 - ・ イタリア:保険料率(労使計):33.0%(日本の約1.9倍)、算出の基礎となる支給開始年齢:71歳
- ※ 日本の財政検証における所得代替率と異なる点は、①単身モデルのため本人分のみで配偶者の基礎年金を含まないこと、②20~64歳まで厚生年金に加入した前提となっていること、③分母となる平均賃金が税・社会保険料控除前であること。

国名	アメリカ	イギリス	カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	スウェーデン	デンマーク	日本
義務的加入年金の所得代替率	38.3	22.1	41.0	38.2	60.5	83.1	96.9	55.8	86.4	34.6
うち、 公的年金	38.3	22.1	41.0	38.2	60.5	83.1	28.7	36.6	14.8	34.6
うち、義務的な 私的年金 (被用者の85%以上 をカバー)	—	—	—	—	—	—	68.2	19.2	71.6	—
労働人口の40%以上をカ バーする任意の私的年金	33.0	30.0	34.2	12.7	—	—	—	—	—	23.1
公的年金の 保険料率(2016)	労 6.2% 使 6.2% (他制度と一体徴収)	労 12.0% 使 13.8% (他制度と一体徴収)	労 4.95% 使 4.95%	労 9.35% 使 9.35%	労10.35% 使15.05%	労 9.19% 使23.81%	労 4.9% 使 0.0%	労 7.0% 使 11.4%	労 0.26% 使 0.52%	労8.914% 使8.914%

【前提】○ 経済変数

- ・ 物価上昇率 2%/年、名目賃金上昇率 3.275%/年(実質賃金上昇率 1.25%/年)、積立方式の実質利益率 3%/年

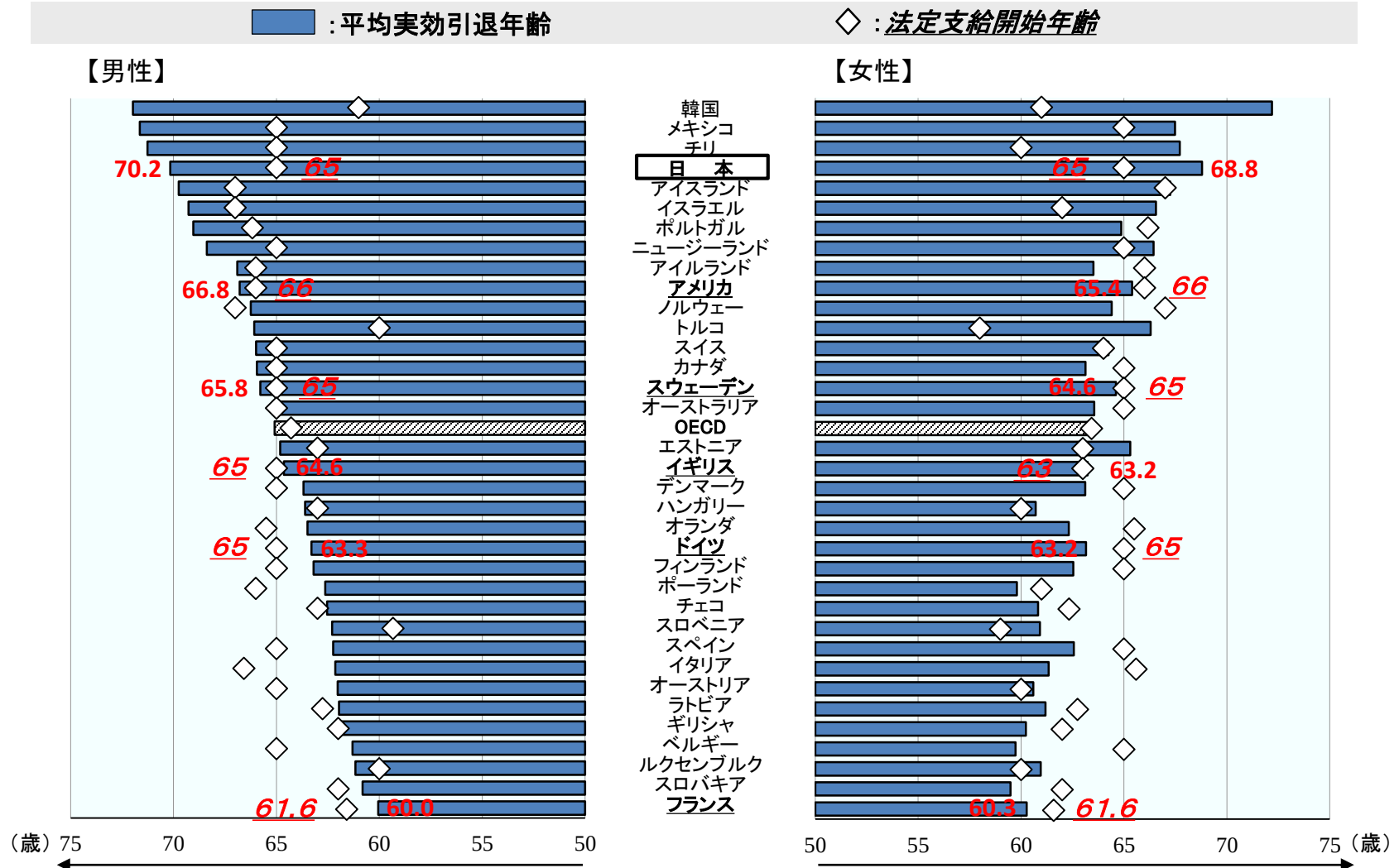
○ 給付算定ルール

- ・ 2016年までに法制化された改革を反映。段階的に導入されている制度変更は、施行の初年から導入済みと仮定。

(出所)OECD：Pensions at a Glance 2017

(参考)支給開始年齢と平均実効引退年齢の乖離

○ ドイツやフランスなど欧州大陸諸国では、減額なく年金を受給できる年齢(法定支給開始年齢)よりも早期に労働市場から引退している。



(資料) OECD「Pensions at a Glance 2017」

(注) 平均実効引退年齢: 40歳以上の労働者が5年間(2011-2016年)に非労働力化した平均的な年齢

法定支給開始年齢: 20歳で労働市場に参入した者が公的高齢年金を減額なく受給できる年齢(2016年)

(2) 諸外国の年金制度の動向 ～我が国の課題に照らして～(各論)

1. 諸外国と比較した我が国の 年金制度の特徴

諸外国と比較した我が国の年金制度の特徴

【被保険者(保険料納付義務を負う者)】

- ・ 諸外国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン。以下同じ)では、いずれも保険料納付義務を負うのは、稼働所得(賃金や事業所得)がある者のみ
- ・ 一方、我が国では現役世代(20～60歳)全員が被保険者となり、保険料納付義務を負う(低所得世帯等は、申請等により納付義務が免除される)

【被用者の年金制度への適用】

- ・ 諸外国では、かなり少額の賃金水準から(又はわずかでも賃金収入があれば)労使で保険料を負担 ※ イギリス、フランス、スウェーデンにおいては、使用者が労働者より高い割合の保険料を負担
- ・ 我が国では、20歳以上のすべての者が加入する国民年金制度による皆年金体制を前提としている。被用者年金制度は、労働時間が短い者については被用者性が認められず、適用除外となる

【積立金の水準】

- ・ 諸外国における積立金の水準は、給付費の0～4年分程度で、賦課方式を基本とした財政方式を採用
- ・ 我が国における厚生年金保険の積立金の水準(4.9)は、比較的高い方に属する

2. 給付水準の自動調整機能

諸外国の年金制度における給付水準の自動調整機能

- 我が国の「マクロ経済スライド」と類似した仕組みが、スウェーデンやドイツでも導入されている。

● スウェーデン

- ・ 政府が毎年、年金資産(将来の保険料収入総額と積立金の残高)と年金債務(年金給付債務総額)をもとに、「均衡数値」を算定し、それが1を下回った場合、自動的に、みなし運用利回りや年金額の改定率を変動させる。(詳細は次頁)

● ドイツ(一般年金保険)

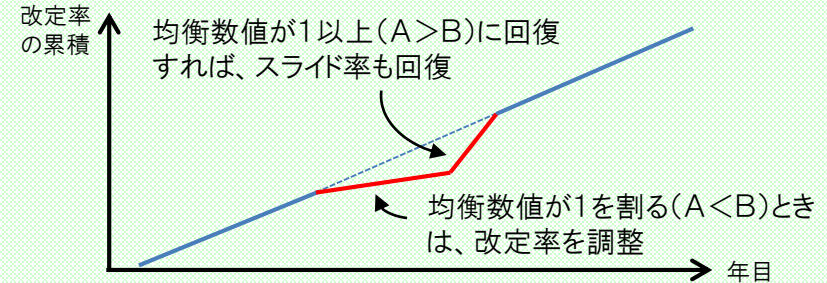
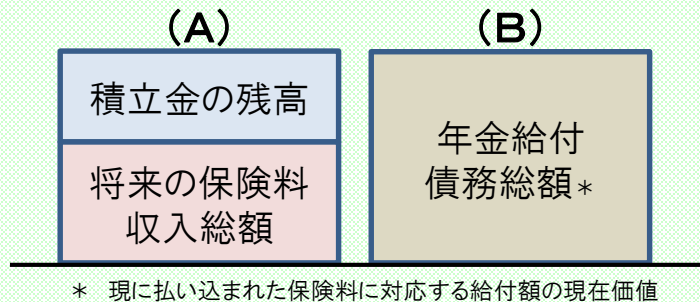
- ・ 年金給付額の算定に当たっては、「持続可能係数」(年金受給者数と保険料納付者数の比率の変化を年金額に反映させる機能)が用いられている。(詳細は次々頁)
- ・ これにより、所得代替率は徐々に低下していくこととなるが、2020年までに46%、2030年までに43%を下回らない(下回る見通しとなった場合には所要の措置を講じなければならない)ことを法定。
- ・ 「保護条項」によって年金額が下落しない措置が講じられている。

スウェーデンにおける自動財政均衡メカニズム

《自動財政均衡メカニズムの仕組み》

- 経済や人口動態の変動に応じて、支給額を自動的に調整する仕組み。所得比例年金について、年金資産(A)と年金債務(B)を比較して、債務超過と評価された場合に発動。
- 具体的には、政府が毎年算定する「均衡数値」が1を下回っている場合、自動的にみなし運用利回りや年金額の改定率を変動させる。

$$\text{均衡数値} = A(=\text{将来の保険料収入総額} + \text{積立金の残高}) / B(=\text{年金給付債務総額})$$



- リーマンショックの影響を受け、積立金の残高が急激に減少し、2010年に初の「自動財政均衡メカニズム」の発動が濃厚となった。これを受けて、同メカニズムが発動しにくくなるよう仕組みを変更(*1)するも、結果として3%の減額改定となった(変更前の仕組みでは3.7%の減額見込みだった。なお、この減額改定や勤労者の就労促進減税を踏まえて、年金受給者への減税(65歳以上の者への基礎控除額の拡大)を実施。)

(*1) 発動要件の一つである積立金の残高の算定方法を「適用年の2年前の年末時点のもの」から「適用年の2～4年前の3年間の平均」に改めた。

- その後、均衡数値の変動幅が大きいこと等を理由として、2017年の改定から積立金の残高に係る算定方法を2009年以前のものに戻す一方、その影響を3分の1にする緩和均衡数値(*2)を用いることとした。

(*2) 緩和均衡数値 = (均衡数値 - 1) ÷ 3 + 1

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
均衡数値	0.9826	0.9549	1.0024	1.0198	0.9837	1.0040	1.0375	1.0067(※)
年金額の改定率	▲3%	▲4.3%	+3.5%	+4.1%	▲2.7%	+0.9%	+4.2%	+2.8%

(※) 緩和均衡数値

ドイツの年金額の算定に当たって用いられる「持続可能係数」

【年金現在価値の算定式】

$$\begin{aligned}
 \text{年金現在価値} &= \text{前年度の年金現在価値} \times \text{前年度の賃金上昇率} \times \text{前年度の可処分所得変化率} \\
 (AR_t) & \quad (AR_{t-1}) \quad \left(\frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \right) \quad \left(\frac{100\% - AVA_{2012} - RVB_{t-1}}{100\% - AVA_{2012} - RVB_{t-2}} \right) \\
 & \times \left[\left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \times \alpha + 1 \right] \\
 & \quad \quad \quad (0.25)
 \end{aligned}$$

AR : 年金現在価値

BE : 平均賃金

AVA: 個人年金負担の概算率
※ 2012年以降は4%で固定

RVB: 年金保険料率

RQ : 年金受給者数/保険料納付者数

α(パラメーター)は、保険料率が2020年までに20%、2030年までに22%を上回らないような値を定めることとされており、現在は0.25と法定



「年金受給者数／保険料納付者数」(RQ)の上昇分の一部を年金額の調整で、一部を保険料率の引上げにより調整する機能

3. 被用者年金制度の適用範囲の現状

被用者年金制度の適用範囲の現状

- 年金制度の適用範囲は、稼働収入のある者に課されるのが一般的。（日本のように無収入の者も強制加入の被保険者として適用している制度設計は例外的。）
- このため、諸外国の年金制度では、わずかでも賃金収入があれば、加入義務（保険料納付義務）が生じる制度設計となっていることが一般的。
- 近年、諸外国では、より多くの就労者が年金制度でカバーされるような改革を行う例がある。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	被用者及び一部の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等）	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
（参考）任意加入対象者	海外居住の日本人及び保険料を納付しなかったことにより老齢給付の受給権を有しない者等	任意加入制度なし	低所得等の理由により保険料を納付しなかった者が、満額受給等のために過去6年分についてのみ任意で追納可能	強制加入ではない16歳以上の国内居住者及び海外居住のドイツ人等	無業者及び海外で働くフランス人等	任意加入制度なし
適用条件（2017年）	・ 20～60歳の者は、所得にかかわらず強制加入 ・ 1号被保険者は、所得により保険料免除可能 ・ 2号被保険者は、原則週30時間以上の労働者	・ 被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 ・ 自営業者は、年間所得400ドル（約4.5万円）以上であることが要件	・ 被用者は、週113ポンド（約1.7万円）以上の収入があることが要件 ・ 自営業者は、年6,025ポンド（約89.8万円）以上の所得が要件	・ 被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 ・ 被用者の収入が月額€450（約6.0万円）以下の場合、通常より事業主負担分が増加	・ 就業者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課	・ 就業者は、年18,950クローネ（約26.5万円）以上の所得が要件

※数値は、特に記載がない場合2017年時点。

※換算レートは2017年12月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（1米ドル＝113円、1ポンド＝149円、1ユーロ＝133円、1クローネ＝14円）による。

ドイツの僅少労働(ミニジョブ)

ドイツでは、賃金収入が少ない者でも原則加入。労働者が加入していなくても事業主には通常より高い保険料率が賦課。

- 1999年以前は、週15時間未満の労働(僅少労働(ミニジョブ*))については、社会保険の加入義務が免除。
- 1999年 僅少労働の抑制策として、週15時間未満かつ月額報酬325ユーロ以下の僅少労働に対して、労働者の加入義務は免除(任意加入は可能)しつつ、保険料負担を逃れる目的で僅少労働が利用されることを回避するために事業主には通常より高い社会保険料負担を課すこととした。

※適用基準のうち、労働時間の基準は、2003年に廃止。

- 2013年 僅少労働について、原則と例外を逆転させ、僅少労働者も原則として年金制度を適用させる(本人の申出により被保険者とならないことは可能)こととした。

* 1999年以前の僅少労働(ミニジョブ) : 週15時間未満かつ月額報酬が標準労働報酬の1/7以下

(参考) 現在の状況(2017年)

- 月額賃金が450ユーロ(約6.0万円)以下で本人が加入義務の免除を申請しない場合は、保険料率は本人3.7%、事業主15%となる。(通常は本人9.35%、事業主9.35%)
- 月額賃金が450ユーロ以下で本人が加入義務の免除を申請した場合は、事業主のみ15%の保険料を負担する。
- 月額賃金が450ユーロ超850ユーロ(約11.3万円)以下の場合(ミディジョブ)は、本人の保険料は賃金に応じて軽減され、事業主の保険料率は通常どおり9.35%となる。

※ 換算レートは2017年12月中に適用される裁定外国為替相場(1ユーロ=133円)による。

* 現在(2017年)の僅少労働(ミニジョブ) : 月額賃金が450ユーロ以下

4. 高齡期の就労と年金受給の在り方

高齢期の就労と年金受給の在り方

- 人口の高齢化に伴う「制度の持続可能性」と「給付の十分性」の間のジレンマの解決策の1つとして、各国は「就労期間の長期化」に取り組んでいる。(OECD Pensions at a Glance 2011)
- この手段として、法定の支給開始年齢(早期受給に伴う減額をされずに所定の年金額が受給できる年齢)の引上げや、満額の年金を受給するために必要な保険料拠出期間の延長等が行われている。

《各国の支給開始年齢の動向》

※各国の支給開始年齢は2017年末現在

【アメリカ】

66歳

⇒ 2003年までの65歳から2027年までに67歳に引上げ 〈1983年の改革〉

【イギリス】

男性:65歳、女性:64歳3か月

⇒ 2010年までの男性65歳、女性60歳から、

→ 女性は2018年までに65歳に引上げ 〈2011年等の改革〉

→ 男女共に2020年までに66歳、2028年までに67歳、2046年までに68歳に引上げ〈2014年等の改革〉

【ドイツ】

65歳6か月

⇒ 2012年までの65歳から2029年までに67歳に引上げ 〈2007年の改革〉

【フランス】

62歳

⇒ 2010年までの60歳から62歳に引上げ(2017年までに引上げ済み) 〈2010年の改革〉

【スウェーデン】

61歳以降本人が選択(保証年金は65歳から)

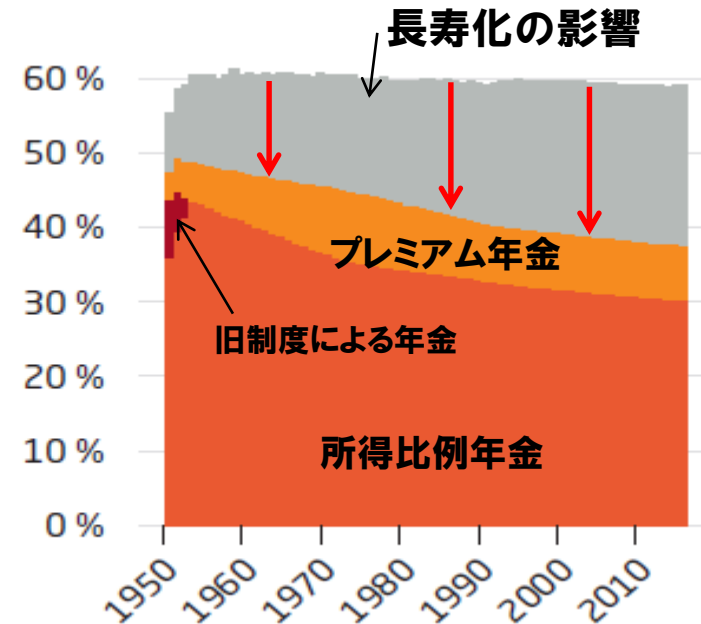
平均余命の伸びに伴う給付水準の低下と、それを補う就労期間の延長 (スウェーデン)

- スウェーデンの年金制度では、引退までに積み上げた年金権の額を、受給開始後の平均余命を考慮した係数で割って年金額が計算されるため、平均余命が伸びれば自動的に年金の水準が下がる。
- スウェーデンの年金財政報告書である「Orange Report」では、(65歳時点での)平均寿命の伸び分を補って年金水準を維持するために必要な退職年齢を明記。
- あわせて、年金水準維持のためには、平均寿命の伸びのうち、概ね3分の2を就労期間の延長に充て、残りの概ね3分の1が年金受給期間に充てられる必要があるとしている。

【Orange Report 2016より】

生まれ年	65歳到達年	65歳時点での平均寿命	年金水準維持に必要な退職年齢	引退期間(受給期間)	1930年生まれとの比較
Birth cohort born in	... reaches 65 in	Life expectancy at 65	Alternative age of retirement	Time spent retired	... compared to birth cohort 1930
<u>1930</u>	1995	82 yr 5 mo	<u>65 yr 0 mo</u>	17 yr 5 mo	0 yr 0 mo
1940	2005	84 yr 0 mo	65 yr 2 mo	18 yr 10 mo	1 yr 5 mo
1945	2010	84 yr 8 mo	65 yr 4 mo	19 yr 3 mo	1 yr 10 mo
1950	2015	85 yr 3 mo	66 yr 4 mo	19 yr 4 mo	1 yr 11 mo
1955	2020	85 yr 5 mo	67 yr 1 mo	19 yr 1 mo	1 yr 7 mo
1960	2025	85 yr 11 mo	67 yr 6 mo	19 yr 3 mo	1 yr 9 mo
1965	2030	86 yr 5 mo	67 yr 11 mo	19 yr 5 mo	1 yr 11 mo
1970	2035	86 yr 11 mo	68 yr 1 mo	19 yr 7 mo	2 yr 1 mo
1975	2040	87 yr 5 mo	68 yr 5 mo	19 yr 10 mo	2 yr 4 mo
1980	2045	87 yr 10 mo	68 yr 10 mo	19 yr 12 mo	2 yr 6 mo
1985	2050	88 yr 4 mo	69 yr 0 mo	20 yr 1 mo	2 yr 7 mo
1990	2055	88 yr 9 mo	69 yr 4 mo	20 yr 3 mo	2 yr 9 mo
1995	2060	89 yr 2 mo	69 yr 8 mo	20 yr 4 mo	2 yr 10 mo
<u>2000</u>	2065	89 yr 7 mo	<u>69 yr 11 mo</u>	20 yr 7 mo	3 yr 1 mo

<65歳時の年金の代替率の見通し>



※1951～2016年生まれの者が65歳まで42年間働いた場合に受け取る新規裁定年金額の最終所得に対する代替率

スウェーデンにおける平均受給開始年齢の推移

※ スウェーデンにおける所得比例年金の支給開始年齢は、61歳以降で受給者が自ら選択（保証年金は65歳から）

	男性	女性	全体
2005	64.7歳	64.8歳	64.8歳
2006	64.7歳	64.8歳	64.7歳
2007	64.5歳	64.7歳	64.6歳
2008	64.6歳	64.7歳	64.7歳
2009	64.6歳	64.7歳	64.6歳
2010	64.6歳	64.7歳	64.7歳
2011	64.6歳	64.7歳	64.6歳
2012	64.5歳	64.6歳	64.6歳
2013	64.5歳	64.6歳	64.5歳
2014	64.4歳	64.6歳	64.5歳
2015	64.5歳	64.6歳	64.6歳
2016	64.5歳	64.5歳	64.5歳
2017	64.6歳	64.6歳	64.6歳

（出所）スウェーデン年金庁 2018年5月2日プレスリリース”Vi jobbar allt längre men pensionsåldern ligger still”（仮訳：We work all the time but retirement age remains）.

スウェーデンにおける出生年別の受給開始年齢（61～75歳）の分布

（単位：％）

受給開始年齢 (選択制)	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71-	合計	平均
出生年													
1938	3.6	2.3	2.3	2.1	77.3	4.1	3.2	0.8	0.3	0.3	0.6	97	64.9
1939	3.9	1.9	2.1	2.3	75.6	6.5	2.3	0.8	0.3	0.3	0.7	96.7	64.9
1940	3	2.1	2.5	3.1	75.8	5	2.6	0.8	0.4	0.5	0.6	96.5	64.9
1941	2.9	2.2	3	3.7	73.1	6.3	2.8	0.8	0.5	0.4	0.6	96.4	65
1942	3.4	2.9	3.4	3.9	70.8	6.2	3.4	1.2	0.5	0.4	0.7	96.6	64.9
1943	3.9	3.1	3.6	5.3	66.4	7.1	4.4	1.2	0.4	0.5	0.7	96.5	64.9
1944	4.7	3.4	4.7	5.9	63.1	7.9	4	1.1	0.5	0.5	0.7	96.5	64.8
1945	5.1	4.2	5.3	6.1	61.6	7.2	4	1.3	0.5	0.5	0.8	96.4	64.8
1946	6	4.8	5.4	6.7	59.2	6.7	4.2	1.2	0.5	0.6	<u>0.9</u>	96.2	64.7
1947	6.3	4.6	6	7.4	56.8	7	4.7	1.3	0.6	<u>0.6</u>	<u>1</u>	96.2	64.7
1948	6	4.9	6.7	7.9	54.7	7.4	5.1	1.5	<u>0.6</u>	<u>0.6</u>	<u>1.1</u>	96.3	64.7
1949	5.8	5.4	6.9	8.7	52.4	7.9	5.4	<u>1.7</u>	<u>0.7</u>	<u>0.6</u>	<u>1.1</u>	96.6	64.7
1950	5.9	5.5	7.8	9.2	50.3	8.6							
1951	6.6	6.4	8.1	9.4	48.1								
1952	6.9	6.9	8.5	10.5									
1953	7.8	6.6	9.5										
1954	7.5	7.1											
1955	7.5												

※ 2016年12月時点の潜在的な退職者数に占める新規裁定者の割合。

※ 受給開始年齢は、所得比例年金又は保証年金の受給を開始した年の12月31日時点での年齢。

※ 下線部分は予測値。

満額受給のための保険料拠出期間の延長(フランス)

- フランスでは、満額の年金を受給するために必要な拠出期間(満額拠出期間)の延長を順次実施。1993年までは、満額受給に必要な期間が37.5年であったが、順次延長を行い、2014年改革により、2035年以降は43年に延長される。
- また、2003年改革において、2003年時点における満額拠出期間と平均受給期間との比率(およそ2対1)を、2020年までの間は維持する方針を法律に明記。

- 1983年 支給開始年齢を65歳→60歳に引下げ
高齢者を早期に引退させ、若年者の雇用を確保する政策の一環
- 1993年 満額拠出期間を37.5年→40年に延長
- 2003年 満額拠出期間を40年→41年に延長
満額拠出期間と平均受給期間の比率(およそ2対1)を2020年まで維持する
方針を法律に明記
- 2010年 支給開始年齢を60歳→62歳に引上げ
満額拠出期間を41年→41.5年に延長(2020年までに)
- 2014年 満額拠出期間を41.5年→43年に延長(2035年までに)

5. 諸外国における公的年金財政等の状況

諸外国における公的年金財政等の状況

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 一部、積立方式
積立水準	厚生年金 4.9 (2016年度)	OASDI 2.99 (2017年)	国民保険 0.167 (2016年度)	賦課方式を基本 に運営されてお り、積立金はわ ずか	一般年金保険 1.61月分 (2017年)	所得比例年金 4.4 (2016年)
財政見通し期間	概ね100年間	75年間 (短期は10年間)	概ね65年間	概ね55年間	15年間 (短期は5年間)	75年間
財政見通し 作成の間隔	5年に1回	毎年	5年に1回	概ね5年に1回	毎年	毎年
給付と負担の バランスを図る ための仕組	財源の範囲内で、 給付水準を自動 調整する仕組 (マクロ経済スラ イド)を措置	—	—	—	持続可能係数に より給付水準を 低下させる仕組 を措置	自動財政均衡メ カニズムによる 給付水準調整の 仕組を措置
支給開始年齢 引上げの状況	男性は2025年度、 女性は2030年度 までに65歳に引 上げ予定(注2)	2027年までに67 歳に引上げ予定	2046年までに68 歳に引上げ予定	2017年までに62 歳に引上げ済	2029年までに67 歳に引上げ予定	—

注1. 各国政府が作成した公的年金の財政報告書等を基に作成したものである。

なお、イギリスの積立水準はGAD資料、ドイツの積立水準は連邦保険庁〈Bundesversicherungsamt〉資料に基づき、他の国の積立水準は年次報告書を参照して独自に計算を行っている。

注2. 日本における支給開始年齢の引上げは、マクロ経済スライドの仕組が導入される前に決定された措置であることに留意が必要。

参考資料

(諸外国の制度概要)

アメリカの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。

[概念図]
(適用対象外)

無業者

老齢・遺族・障害保険

被用者及び自営業者

● 制度体系

被用者及び自営業者を対象とした一階建ての所得比例年金(社会保険方式)

● 保険料納付義務

・ 被用者(サラリーマン・パート労働者・公務員) → 12.4%(労 6.2%、使 6.2%)

・ 年間所得400ドル(約4.5万円)以上の自営業者 → 12.4%

※ 上記の要件に該当しない者(無業者・学生・主婦等)は適用対象外

● 年金給付を受ける者

・ 40四半期(10年相当)以上の加入期間を持つ66歳(*)以上の者

* 2027年までに67歳に引上げ予定

● 老齢年金額の算定方法

基本年金 = $0.9A + 0.32B + 0.15C$ (月額)

A: 平均賃金月額の885ドル(約10.0万円)までの分

B: 平均賃金月額の885ドル(約10.0万円)超5,336ドル(約60.3万円)までの分

C: 平均賃金月額の5,336ドル(約60.3万円)超の分

※ 平均賃金月額は、賦課対象となった生涯所得(再評価後)のうち、最も高い35年間分を平均して月額にしたもの。

※ 基本年金への平均賃金月額の反映割合が変化する点(885ドル及び5,336ドル)は、年金の所得代替率が、平均賃金の者:約41%、低賃金の者:約55%、高賃金の者:約27%になるように毎年設定される。

* 被扶養配偶者(原則62歳以上)や18歳未満の子等には、被保険者本人の受給額の50%が支給される。

※ 本人と被扶養者の年金額の合計が過大にならないように、家族への給付には上限が設けられている。

所得比例年金ではあるが、低所得者層に手厚く、我が国の「基礎年金」の機能を併せ持つ仕組み

● 年金財政の特徴

・ 75年間の財政見通しを作成(75年間の財政均衡の考え方を採っているが、財政見通しでは、2034年頃に積立金が枯渇することが示されている。)

・ 積立金の対給付費比率 2.99 (2017年)

・ 通常、国庫負担は行われない

※換算レートは2017年12月中に適用された基準外国為替相場(1米ドル=113円)による。

イギリスの年金制度(概要)

[概念図]

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。

(適用対象外)

国 家 年 金

無業者等

被用者及び自営業者

● 制度体系

被用者・自営業者を通じた定額の一階建て(社会保険方式)

● 保険料納付義務

被用者 : 0% (週113ポンド(約1.7万円)～週157ポンド(約2.3万円)の部分)
25.8% (労 12.0%・使 13.8%) (週157ポンド超～週866ポンド(約12.9万円)の部分)
15.8% (労 2.0%・使 13.8%) (週866ポンド超の部分)
※保険料は、年金の他、雇用保険等の給付に充てるものとして徴収。

自営業者 : 週2.85ポンド(約420円)※定額 (所得が年6,025ポンド(約89.8万円)以上の者)
9% (年8,164ポンド(約121.6万円)～年45,000ポンド(約670.5万円)の部分)
2% (年45,000ポンド超の部分)

● 年金給付を受ける者

- ・ 10年以上の加入期間を持つ65歳以上の男性
- ・ 10年以上の加入期間を持つ64歳3ヶ月以上の女性

※ 男女ともに2046年までに68歳に引上げ予定

2016年からそれまでの二層型の
制度から定額・一層型の制度へ
移行

● 老齢年金額の算定方法

国家年金(单身) 週159.55ポンド(約2.4万円) (満額)

※ 満額受給に必要な保険料納付期間は35年。それに満たない場合は、期間に応じて減額される。

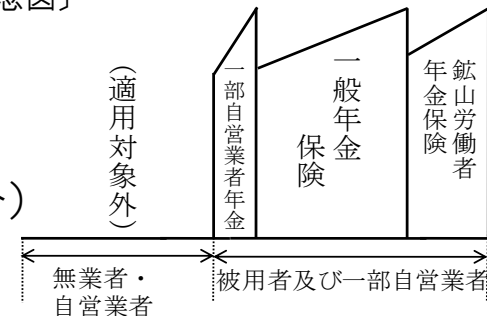
● 年金財政の特徴

- ・ 概ね65年間の財政見通しを作成
- ・ 積立金の対給付費比率 0.167 (2016年度)
- ・ 国庫負担は原則なし

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ポンド=149円)による。

ドイツの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。



● 制度体系

社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立。(以下は一般年金保険の場合)

● 保険料納付義務

- ・ 被用者(サラリーマン・パート労働者等) → 18.7%(労 9.35%、使 9.35%)
 - ・ 芸術家、ジャーナリスト等の特定の職業に従事する自営業者 → 18.7%
- ※ 無業者(学生・主婦等)・特定の職業以外の自営業者は適用対象外だが、任意加入は可能。

● 年金給付を受ける者

- ・ 5年以上の加入期間を持つ65歳6ヶ月以上の者
- ※ 2029年までに67歳に引上げ予定

もともと労働者年金でスタートし、今日でも特定の業種以外の自営業者には公的な年金制度がない

● 老齢年金額の算定方法

個人報酬点数

×

年金種別係数

×

年金現在価値

(月額)

個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として毎年算定し、全被保険者期間分合算した点数
※平均報酬の場合、年間1点

年金種類別に定められた係数
※老齢年金は1.0

個人報酬点数
1点当たりの単価
旧西独地域 €31.03 (約4,100円)
旧東独地域 €29.69 (約3,900円)

● 年金財政の特徴

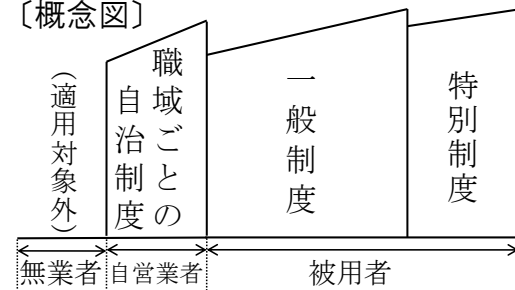
- ・ 15年間の財政見通しを作成
- ・ 積立金の対給付費比率 1.61月分(2017年) ※ ほぼ完全な賦課方式
- ・ 国庫負担は、育児期間中の評価など保険の考え方から外れる部分について行うことを原則としている(2016年時点で、給付費の約26.2%)。

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1ユーロ=133円)による。

フランスの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。

〔概念図〕



● 制度体系

社会保険方式の所得比例年金制度が職域ごとに分立。（以下は一般制度の場合）

● 保険料納付義務

- ・ 商工業被用者等 → 17.75%（労 7.30%、使 10.45%）
※ 労働者：6.90%（月3,269ユーロ（約43.5万円）を超えない部分） + 0.40%（賃金全体に対して）
使用者：8.55%（月3,269ユーロ（約43.5万円）を超えない部分） + 1.90%（賃金全体に対して）

※ 自営業者は、職域ごとに自治制度に加入するが、保険料賦課ベースや保険料率が異なる。

※ 無業者（学生・主婦等）は、適用対象外だが、一般制度に任意加入可能。

● 年金給付を受ける者

- ・ 62歳以上の者

過去に若者の雇用確保のため、支給開始年齢を60歳に引き下げた影響から他国より支給開始年齢が早い

● 老齢年金額の算定方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{平均賃金年額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{過去の拠出期間の} \\ \text{中で最も賃金の高い} \\ \text{25年間の平均賃金} \end{array} \right) \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{給付率} \\ \left(\begin{array}{l} \text{被保険者の拠出期間} \\ \text{と支給開始年齢に応} \\ \text{じ、37.5\%～50\%の範} \\ \text{囲で決まる。} \end{array} \right) \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{拠出期間/満額拠出期間} \\ \left(\begin{array}{l} \text{2035年(1973年生ま} \\ \text{れ)以降は43年(172} \\ \text{四半期)必要} \end{array} \right) \end{array} \right) \quad (\text{年額})$$

※ その他、育児加算や介護加算がある。

● 年金財政の特徴

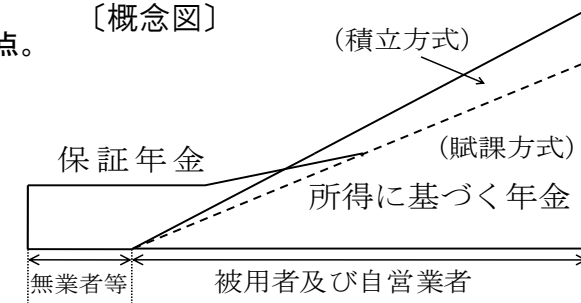
- ・ 概ね55年間の財政見通しを作成
- ・ 賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか。
- ・ 国庫負担は、歳入の約36.6%（2016年）

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場（1ユーロ＝133円）による。

スウェーデンの年金制度(概要)

※数値は、特に記載がない場合2017年末時点。

〔概念図〕



● 制度体系

- 所得に基づく年金は「賦課方式部分」と「積立方式部分」に分かれる
- 低・無年金者に対しては税を財源とする保証年金を支給

● 保険料納付義務

- ・ 被用者(サラリーマン・パート労働者・公務員) → 17.21%(労 7%、使 10.21%)
- ・ 自営業者 → 17.21%

※ 老齢年金とは別に遺族／障害年金の保険料は、事業主及び自営業者のみ負担

● 年金給付を受ける者

- ・ 61歳以降で受給者が自ら選択
- ※ 保証年金は65歳以上の者

● 老齢年金額の算定方法

① 賦課方式部分 (概念上の拠出建て)

$(\text{個人納付保険料} + \text{みなし運用益}(*1)) / \text{除数}(*2)$

(*1) 名目所得上昇率を基本とし、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配し、管理費を差し引いたもの。

(*2) 退職時の平均余命を基本として、さらに、将来における実質所得の上昇を考慮したもの。
(早く受給した場合、除数が大きくなり毎年受け取れる年金水準は低くなる。)

② 積立方式部分 (通常の出拠建て)

$(\text{個人納付保険料総額} + \text{運用益}(*))$ を保険数理的に計算したもの

(*) 実際の運用利回りに受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料からの分配を加え、管理費を差し引いたもの。

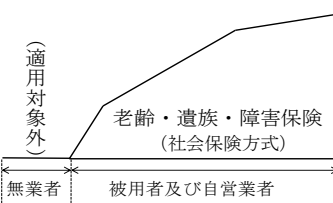
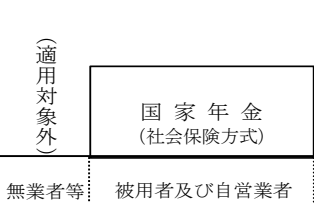
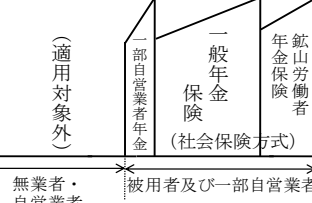
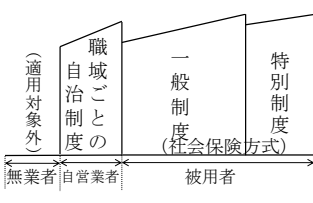
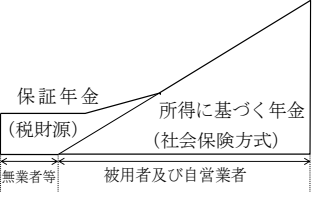
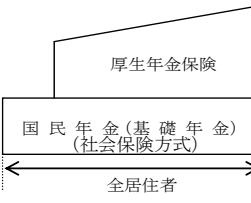
賦課方式部分は、概念上の個人口座の考え方を採用しており、支払った保険料と賃金上昇率に基づいて積み上げた年金権を、受給開始後の平均余命を考慮した係数で割って年金額が計算される

● 年金財政の特徴

- ・ 75年間の財政見通しを作成
- ・ 積立金の対給付費比率 4.4 (2016年)
- ・ 保証年金の給付額以外は、国庫負担なし

※換算レートは2017年12月中に適用された裁定外国為替相場(1クローネ=14円)による。

諸外国の年金制度 一覧表

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
制度体系	1階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 	2階建て 
適用条件	被用者及び自営業者 ・ 被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 ・ 自営業者は、年間所得400ドル（約45万円）以上であることが要件	被用者及び自営業者 ・ 被用者は、週113ポンド（約1.7万円）以上の収入があることが要件 ・ 自営業者は、年6025ポンド（約898万円）以上の所得が要件	被用者及び一部の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等） ・ 被用者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課 ・ 被用者の収入が月額€450（約60万円）以下の場合は、通常より事業主負担分が増加	被用者及び自営業者 ・ 就業者は、収入の多寡にかかわらず、保険料賦課	被用者及び自営業者 ・ 就業者は、年18,950クローネ（約265万円）以上の所得が要件	全居住者 ・ 20～60歳の者は、所得にかかわらず強制加入 ・ 1号被保険者は、所得により保険料免除可能 ・ 2号被保険者は、原則週30時間以上の労働者
受給に必要な期間	40四半期（10年相当）	10年	5年	なし	なし （保証年金については3年以上のEU諸国等での居住（1年はスウェーデン）が必要。40年居住で満額支給）	10年（2017.8～）
支給開始年齢	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ予定。	男性 65歳 女性 64歳3か月 ※ 女性は2018年中に65歳に引上げ予定。男女ともに2046年までに68歳に引上げ予定。	65歳6か月 ※ 2029年までに67歳に引上げ予定。	62歳	61歳以降本人が選択（ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳）	国民年金 : 65歳 厚生年金保険 : 男性62歳 女性60歳 ※ 男性は2025年までに、女性は2030年までに65歳に引上げ予定。
財政方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式 一部、積立方式	賦課方式
年金財政の特徴	・ 75年間の財政見通し ・ 積立金の対給付費比率 299（2017年） ・ 通常、国庫負担なし	・ 概ね65年間の財政見通し ・ 積立金の対給付費比率 0.167（2016年度） ・ 国庫負担は原則なし	・ 15年間の財政見通し ・ 積立金の対給付費比率 1.61月分（2017年） ・ 国庫負担は、2016年時点で給付費の約262%	・ 概ね55年間の財政見通し ・ 賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか。 ・ 国庫負担は、歳入の約36.6%（2016年）	・ 75年間の財政見通し ・ 積立金の対給付費比率 44（2016年） ・ 保証年金の給付額以外は、国庫負担なし	・ 概ね100年間の財政見通し ・ 積立金の対給付費比率 4.9（厚生年金、2016年度） ・ 国庫負担は、基礎年金の1/2
高齢化率（2015）	14. 8%	17. 8%	21. 2%	19. 1%	19. 9%	26. 6%
平均寿命（※1）	男性 77. 3歳 女性 81. 9歳	男性 80. 0歳 女性 83. 5歳	男性 79. 0歳 女性 83. 6歳	男性 79. 9歳 女性 85. 7歳	男性 81. 0歳 女性 84. 4歳	男性 80. 7歳 女性 87. 2歳
出生率（2015）	1. 84	1. 80	1. 50	1. 92	1. 85	1. 45

※1 OECD「Pensions at a Glance 2017」より。2015～2020年に出生する者にかかる推計値

※2 数値は、特に記載がない場合2017年末時点。

※3 換算レートは2017年12月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（1米ドル＝113円、1ポンド＝149円、1ユーロ＝133円、1クローネ＝14円）による。